

公立大学法人青森公立大学公益通報者保護規程

令和2年 3月26日

規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に基づき、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）における公益通報の処理、公益通報の保護及びその他公益通報に関する事項について定めることにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図るものとする。

(定義)

第2条 「公益通報」とは、次の各号に掲げる者（以下「職員等」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における役員又は職員等その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人、行政機関又は保護法第2条に規定するその他の者に対して通報することをいう。

- (1) 公立大学法人青森公立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員
- (2) 前号の退職者
- (3) 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、法人において業務に従事する者
- (4) 青森公立大学の学生等

2 「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 「通報対象事実」とは、保護法第2条第3項に定義する法令等や諸規定等の違反行為をいう。

(窓口)

第3条 本学に公益通報を受付ける窓口及び公益通報に関する相談に応じる窓口を置き、総務企画チームをもって充てる。

(通報の方法)

第4条 前条の窓口の利用方法は、電話、書面、電子メール、FAX又は面談とする。

2 原則として、匿名による通報は受け付けないものとする。

(通報制限)

第5条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的で通報を行ってはならない。

(通報後の措置)

第6条 理事長、副理事長及び監事（以下「理事長等」という。）は、窓口で受け付けた公

益通報の内容について適宜報告を受けるものとする。

2 理事長は、必要に応じて調査委員会を設け、あるいは第2条第1項第1号に定義する者の中から調査員を指名し、事実関係の調査を行わせるものとする。

3 前項により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに理事長等に報告するものとする。

(是正措置)

第7条 理事長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第8条 理事長は、第6条第3項の報告により不正が明らかになった場合には、不正に関与した者に対して就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第9条 理事長は、第6条の調査が完了したときは、必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第10条 法人は、職員が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、当該職員に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報の保護)

第11条 規定に基づき、公益通報を受付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査の中で得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、公益通報者の保護に関し必要事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。